

【演習】

権利擁護支援の広報

◆講師

特定非営利活動法人 尾張東部権利擁護支援センター

センター長 住田 敦子 氏

一般社団法人 権利擁護支援プロジェクトともす

代表理事 川端 伸子 氏

社会福祉法人 水巻町社会福祉協議会

副主任 森谷 クミ 氏

※本演習の受講にあたり、別添資料2もお手元にご準備下さい。

権利擁護支援の広報【演習】

講義 広報・啓発の意義

演習1 広報啓発のツール

演習2 広報啓発の企画

演習3 ロールプレイ『成年後見制度の説明』



特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センター

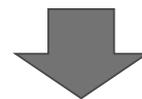
センター長 住田 敦子

権利擁護支援の広報【演習】

目標

関係機関や対象者に応じた広報のあり方を学ぶとともに、積極的に情報発信を行うことで

権利擁護支援についての地域の理解を醸成することを学ぶ



少しずつ特定の雰囲気や考え方などを形成すること

実用日本語表現辞典より

—どこに住んでいても必要な人に必要な支援を—
 そもそも知らなければ制度は使われない

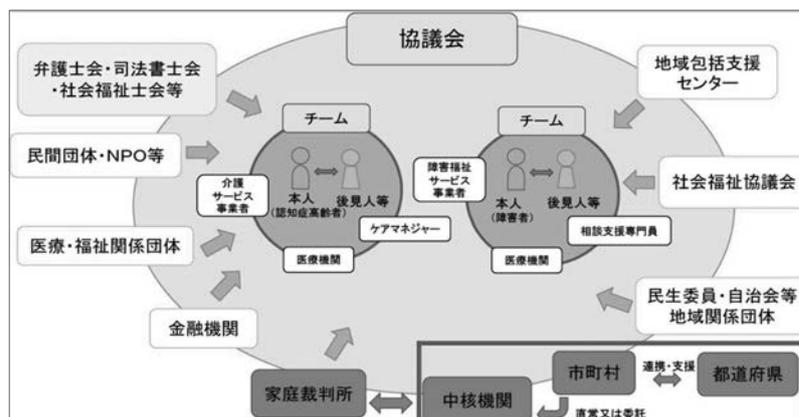
権利擁護支援の地域連携ネットワークの形成の違い



3

権利擁護支援のネットワークとは

各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人々が、尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ



出所：厚生労働省専門家会議資料

4

みなさんの地域の問題として考えてみてください

ここに頼るべき身寄りに次々と先立たれた高齢女性がいます。公務員として長年働き、年金もあり、介護保険料も払ってきました。しかし80代後半になり、判断力にも自信なく、消費者被害にあった後は、誰を信用してよいか不安も大きくなってサービス利用も拒否し、閉じこもりがちで税金等も滞納していました。

つい最近、脱水症状で救急車で緊急入院するようがありました。しかし、支払いや退院先の検討等で親族の協力がなないこともあり、病院でも困っていました。



引用：「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」4頁

5

みなさんの地域では

このような問題が民生委員・介護支援専門員・相談員等に権利擁護の課題として理解され、相談・対応できる体制が整っていますか？

広報・啓発の目的は、身近な人が権利擁護の必要性に早期に気づき必要な支援に繋げることです

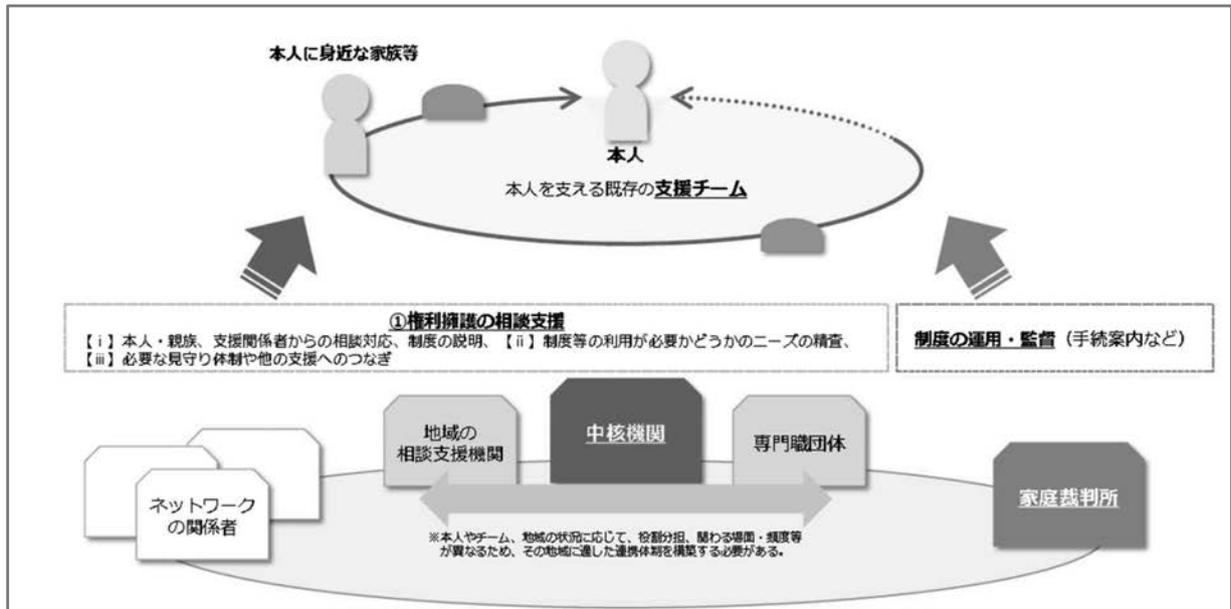


引用：「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」4頁

6

権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）

本人を取り巻く関係者が、権利擁護支援に関するニーズに気づき、必要な支援につなぐ場面



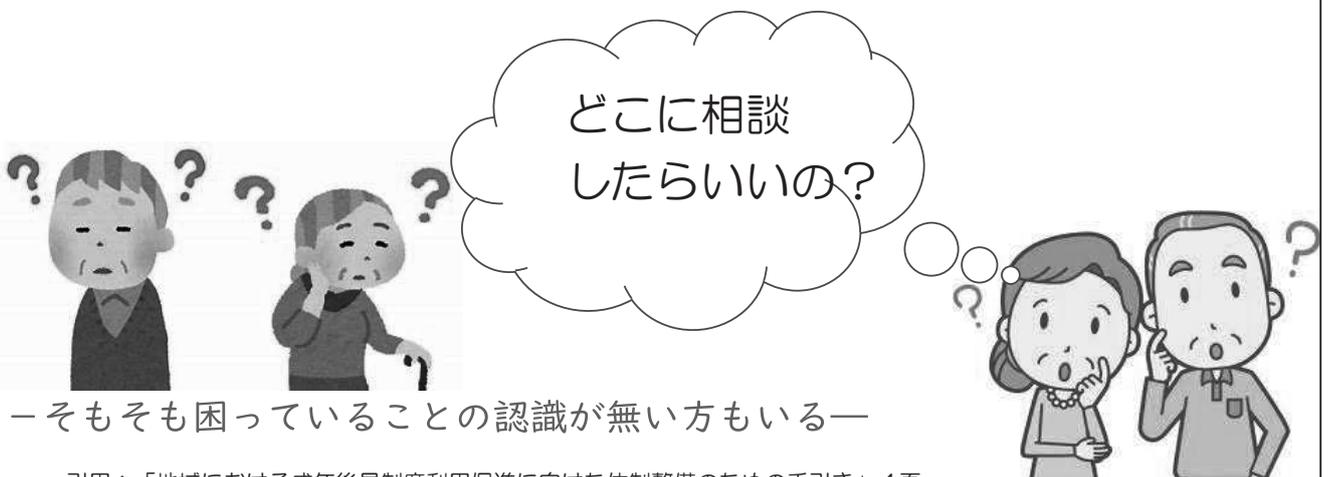
参考：厚生労働省第12回専門家会議資料

7

気づいた人が支援につなげようとしたとき…

あなたの地域では

自治体内でも虐待や消費者被害等、窓口がばらばらで、権利擁護ニーズが一体的にとらえられていない等の問題はありませんか？



引用：「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」4頁

8

—地域連携ネットワークづくりの進め方—

- ①権利擁護支援に関する相談窓口の明確化
- ②本人・家族、地域住民等の関係者に対し、成年後見制度の内容など権利擁護支援の理解の促進や相談窓口の周知を図ること

現状の課題

【本人、家族、住民等】
【包括等相談窓口】
成年後見制度が知られていない

- ・【本人、家族、住民等】
成年後見制度の相談先がわからない
- ・相談しても、自治体や家庭裁判所にたらい回しにされる

研修・講演会等による周知・広報

明確な相談窓口の設置
(各自治体・中核機関)

期待される効果

成年後見制度を、本人を含む地域の福祉関係者が理解
本人に身近な人が発見・気づき相談に繋がりやすくなる。

成年後見に関する相談窓口が明確になる
相談の機会が増える

参考：「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」

9

広報・啓発において特に課題と感ずること

- ① 一般住民（本人、家族等）に制度がよく知られていない

- ② 制度をわかりやすく・正しく伝えることが難しい  
成年後見制度自体が難しいため伝えるのに工夫が必要

- ③ 職員体制・スキルが十分でない

実務経験がないため具体的な後見人業務について広報できない

(参考) 相談につなげるための広報機能



① 講演会 毎年5～6月開催 (対象：住民)

成年後見制度、尾張東部
権利擁護支援センターの
周知・啓発を目的とした
住民向けセミナー

平成23年度
開設記念講演会 **750名**
参加

平成24年度
220名参加



平成25年度
130名参加



平成26年度
152名参加



平成27年度
136名参加



平成28年度
112名参加



平成29年度
155名参加



平成30年度
187名参加



平成31年度
150名参加



令和2年度
109名参加



令和3年度
138名参加



参考：尾張東部権利擁護支援センター

11

zoom オンライン ライブ演習の説明

- ①この演習ではグループワークを3つ行います
- ②最初のグループワークで、1人30秒の自己紹介タイムを設けます
【市区町村名、所属、氏名、受講番号、ひとこと挨拶】を
してください
- ③「全体集合」の状態ですべて講師説明・個人ワークを行い、
「ブレイクアウト」でグループワーク開始となります
- ④「全体集合」と「ブレイクアウト」は行ったり来たりしますが、
事前に指定した時間で自動的に移動します
- ⑤「ブレイクアウト」中に講師や厚労省・事務局職員などが
ワークの様子を見に行くことがあります（全体共有のため）

12

演習Ⅰ みんなの地域では、広報・啓発のツール（広報媒体）としてどのようなものが考えられますか？

個人ワーク 2分【memo】

13

【ブレイクアウトワーク】

講師が、「グループワークを始めます」と言ったら、ブレイクアウトします

グループワーク 7分

- 1) グループ（4人を基本、場合により5人）に分かれます
（運営側でブレイクアウトします）
- 2) 1人30秒、自己紹介をしてください
（紹介する内容：市区町村名、所属、氏名、ひとこと挨拶）
- 3) 市区町村名が五十音順で一番早い人に、司会をお願いします
司会者は、全員の方が話せるように進行をお願いします
- 4) 個人ワークの結果を話し、グループの皆さんと情報交換してください
答えを1つにする必要はありません
- 5) グループワークの結果は、次のスライドに各自memoしてください
- 6) 時間がきたら、自動的に全体集合状態になります

14

演習1 啓発のためのツール例

- リーフレット
(一般用・支援者用)
- ポスター
- チラシ



- 回覧板
- 広報紙
- 会報誌



- 新聞(地方紙)
- 福祉新聞



- メーリングリスト
- ホームページ
- 電子連絡帳(ICT)



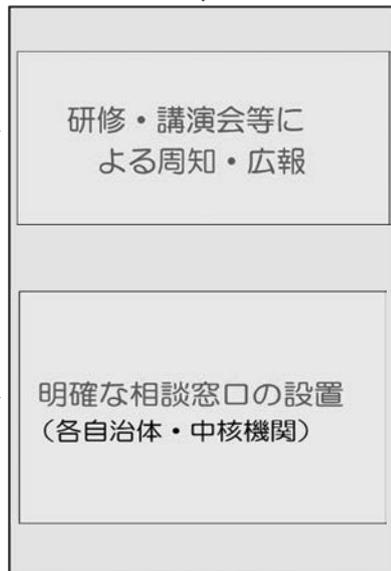
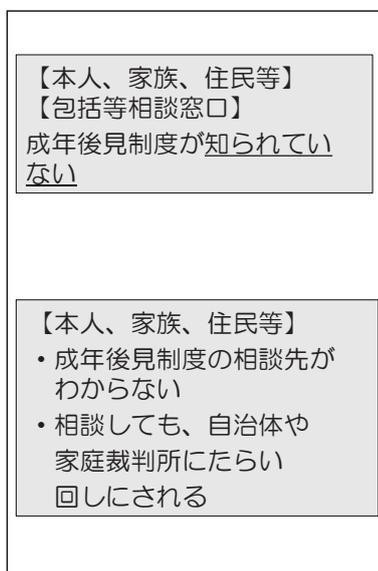
- ローカルラジオ
- ケーブルテレビ
- プロモーションビデオ作製



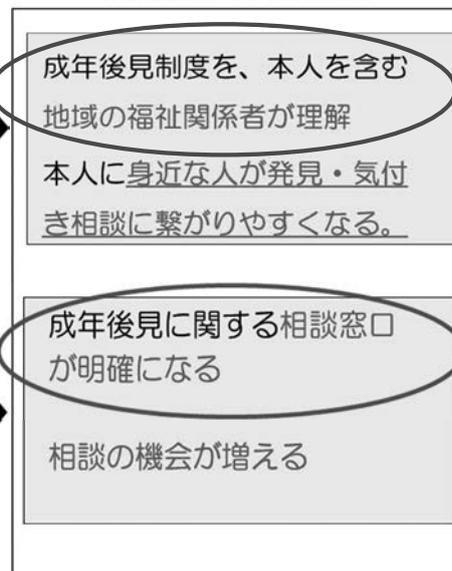
－ 地域連携ネットワークづくりの始め方 －

- ①権利擁護支援に関する相談窓口の明確化
- ②本人・家族、地域住民等の関係者に対し、成年後見制度の内容など権利擁護支援の理解の促進や相談窓口の周知を図ること

現状の課題



期待される効果



広報・啓発において特に課題と感ずること

④ 関係機関に制度がよく知られていない

相談員など福祉職であっても制度の理解度の差がある

関係者向けの研修会の機会を設けても忙しいという理由でなかなか参加してもらえない



⑤ 制度を必要とする利用者ニーズの掘り起こし

必要な住民に情報が行き届かない



平成30年度成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワークにおける中核機関の支援機能のあり方に関する調査研究事業権利擁護支援センター等の現状と課題アンケート調査より

19

参考：相談に繋げるための 広報機能

② 「行政・福祉関係者のための成年後見勉強会

定例研修会の開催（対象：行政・専門職）毎年7月

行政や福祉関係者の方に
特に必要な知識にスポットを
当てた、成年後見制度についての
知識を深めるための勉強会



異動により担当になった方等

講座内容

- ・尾張東部成年後見センター（中核機関）事業紹介
- ・成年後見制度活用事例紹介
- ・講演「成年後見制度をもっと身近に」



参考：尾張東部権利擁護支援センター

20

相談に繋げるための 広報機能

③専門職（医療・法律・福祉関係者）権利擁護研修会

定例研修会の開催（対象：行政・専門職）

（医師会との共催 年2回開催）



弁護士・司法書士

専門職、行政を対象に医療、
法律の観点から権利擁護について
学びます

医師



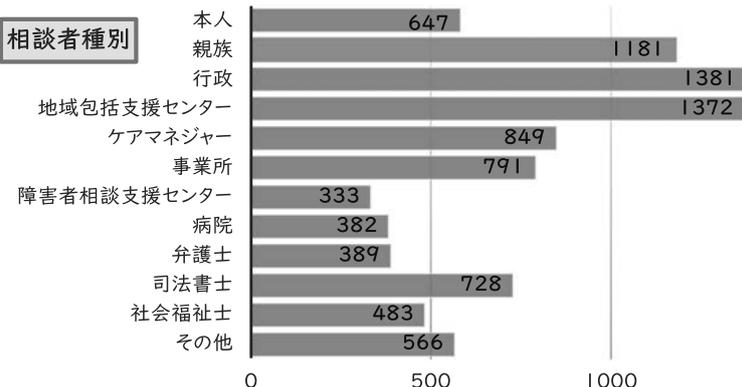
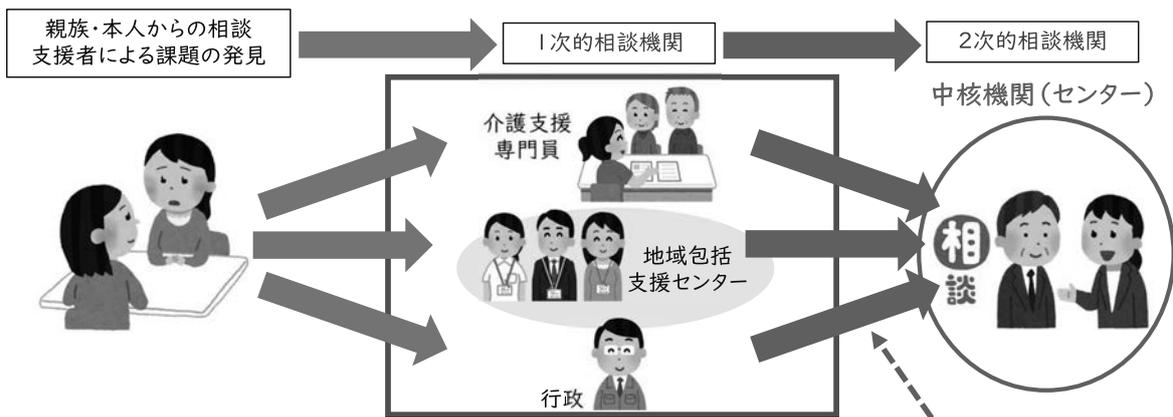
研修内容

- ・ 医師、弁護士等による権利擁護に関する講演
- ・ 家庭裁判所書記官による講義
- ・ 他種職検討するグループワーク

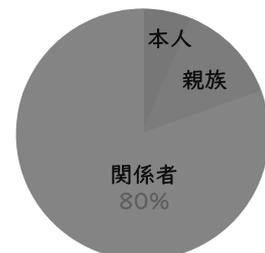
参考：尾張東部権利擁護支援センター

21

地域の相談から繋がる 2次的な相談機関(相談機能)



この連携が不可欠!



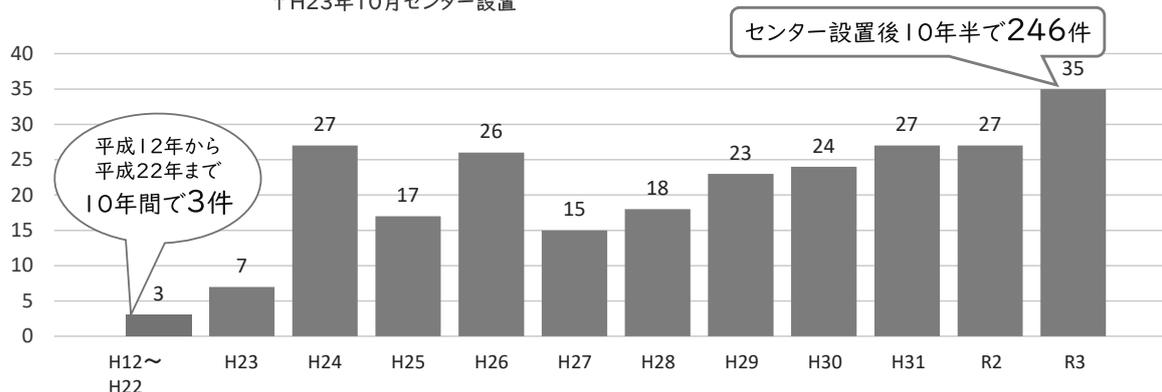
参考：尾張東部権利擁護支援センター

22

尾張東部圏域の首長申立ての推移

	H12~ H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	合計
瀬戸市	2	0	7	3	9	5	2	11	7	9	9	18	82
尾張旭市	0	1	2	7	4	3	4	6	3	6	6	4	46
豊明市	0	5	11	1	3	4	3	4	3	2	2	8	46
日進市	0	1	5	3	3	3	5	1	4	6	3	2	36
長久手市	0	0	2	1	3	0	2	0	1	3	4	1	17
東郷町	1	0	0	2	4	0	2	1	6	1	3	2	22
合計	3	7	27	17	26	15	18	23	24	27	27	35	249

↑ H23年10月センター設置



23

演習2 研修プログラム企画（広報啓発の企画）

あなたが所属する機関において、権利擁護支援の広報・啓発のための研修会や講演会をどのように企画しますか。

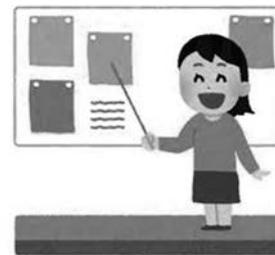
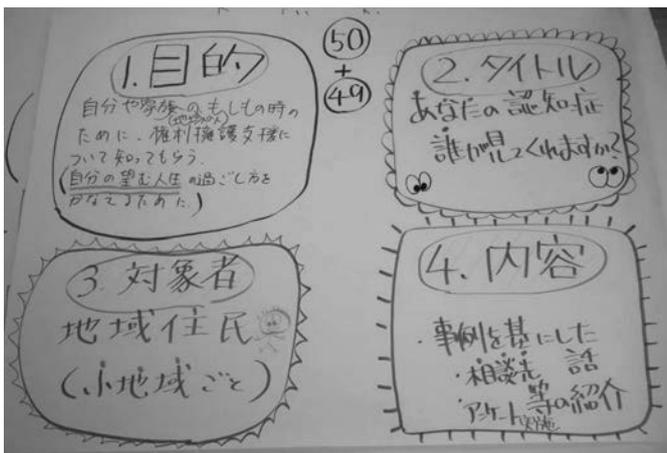
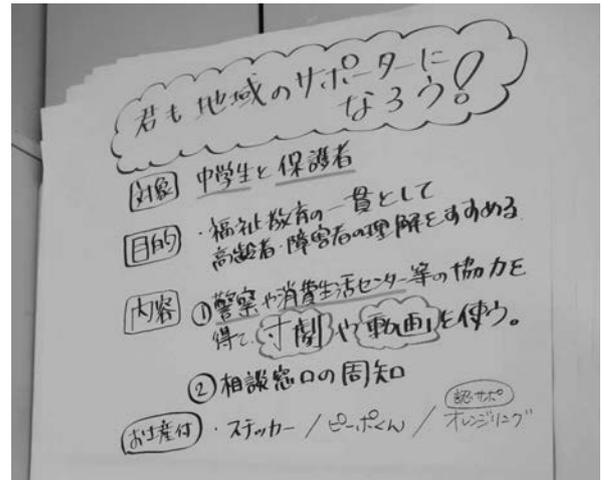
具体的なプログラムを考えてみましょう。

- 1 目的
- 2 研修タイトル（研修名）
- 3 対象者
- 4 内容（プログラム・時間・形式等）



24

体制整備研修：4年前（集合研修）グループワークの例



25

演習の概要



【個人ワーク 3分】

次のスライドに手書きで書き込みながら、自分で研修会・講演会の企画を考えます。

【グループワーク 18分】

ブレイクアウトしたら、グループ（4人を基本、場合により5人）で1つの企画案を考えます。

手元の配付資料に書き込んでもまとめてもいいですし、ZOOMのホワイトボード機能（配布冊子のp10に使い方の記載があります）を使って1つの企画書を作り上げてもOKです。

個人ワークで考えたことを発表しながら、グループで企画を練っていきます。

26

個人ワーク用記入用紙

目的	タイトル（研修名）
対象者	内容（プログラム・時間・形式等）

27

【ブレイクアウトワーク】

講師が、「グループワークを始めます」と言ったら、ブレイクアウトします

グループワーク 18分

- 1) 先ほどのグループに分かれます（運営側でブレイクアウトします）
- 3) 今回は、市区町村名が五十音順で一番遅い人に司会をお願いします
司会者は、全員の方が話せるように進行をお願いします
- 4) 個人ワークで考えたことを話しながら、グループとしての考えをまとめてください
- 5) ホワイトボード機能を使うグループは、別紙（本テキストP.10）の【ホワイトボード機能について】を参考に、ワークを進めて下さい
- 6) 時間がきたら、自動的に全体集合状態になります

28

グループワーク用記入用紙

目的	タイトル（研修名）
対象者	内容（プログラム・時間・形式等）

29

【全体集合ワーク】 全体共有

講師が、グループワークの状況を皆さんに報告し、共有します。

【memo】

30

広報（研修等）の企画・実施・ふり返し

企画・準備	広報の目的・目標の設定
	企画立案 企画書の作成、確認、修正、職員共有
当日	役割分担・会場手配・アンケート作成 広報（チラシやポスターの作成、配布） 参加者属性、人数の把握→再度配布や個別連絡資料、配布物チェック後、印刷、セット
	受付・会場・駐車場係、講師昼食や飲み物等の準備記録（音声、写真、映像等） 講師との打ち合わせ、タイムスケジュール確認 参加者の様子の把握、緊急対応等
振り返り	参加者の反応（アンケート集計） 準備、当日の良かった点・反省点・改善点
	振り返りの記録 次年度に活かす



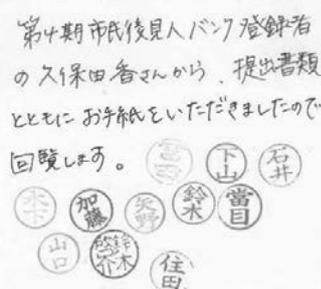
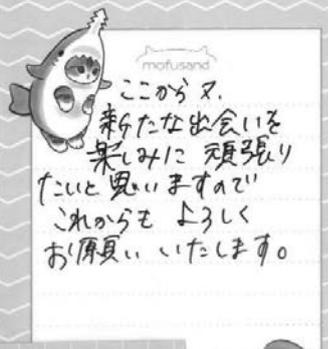
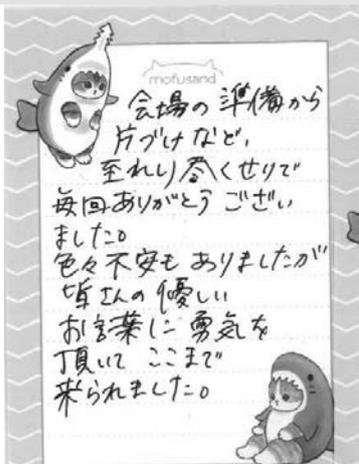
受講生・講師への
ホスピタリティが必要



31

受講生の声

（ 市民後見人養成研修修了者 71時間7か月間受講 ）



職員全員で共有

32

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり



		「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」を強化するための取組 (全国各地で共通して実施することが望ましいもの)		
		ア「共通理解の促進」の視点	イ「多様な主体の参画・活躍」の視点	ウ「機能強化のためのしくみづくり」の視点
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面(成年後見制度の利用前) 【機能】 ①権利擁護の相談支援 ①制度利用の案内	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透(広報を含む) 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透(相談窓口の広報を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化 中核機関と各相談支援機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 各相談支援機関等の連携のしくみづくり 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
	成年後見制度の開始までの場面(申立の準備から後見人の選任まで) 【機能】 ②権利擁護支援チームの形成②適切な選任形態の判断	<ul style="list-style-type: none"> 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県と市町村による地域の担い手(市民後見人、後見等実施法人)の育成 専門職団体による専門職後見人の育成 	<ul style="list-style-type: none"> 後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり 市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築
	成年後見制度の利用開始後に関する場面(後見人の選任後) 【機能】 ③権利擁護支援チームの自立支援 ③適正な後見事務の確保	<ul style="list-style-type: none"> 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の担い手(市民後見人、後見等実施法人)の活躍支援 制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける関係者(当事者団体、専門職団体)との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

参考:厚生労働省第12回専門家会議資料

33

研修会等による地域連携ネットワークの推進と強化

意思決定支援の推進

事例検討＋スーパービジョン

- ・専門職後見人
- ・市民後見人
- ・行政
- ・福祉関係者



令和3年度発足
意思決定支援
プロジェクト

専門性の向上

多職種による
合同研修会の
開催



- ・行政 ・医療 ・福祉
- ・司法 ・保健 ・家庭裁判所等



日常生活
自立支援担当者
ミーティング



電子連絡帳を
活用した
ネットワークの
構築

- ・在宅医療 ・病院
- ・医師会 ・行政
- ・福祉 ・司法



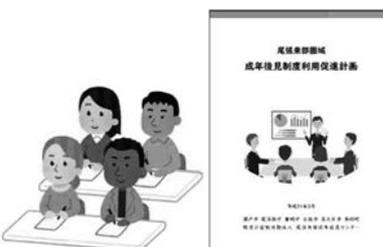
ニーズの掘り起こし

令和3年から
日自担当者＋生活困窮者自立支援事業担当者
＋行政へ拡大



研修案内・周知

参考：尾張東部圏域での広報啓発 対象者別

<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民 ・金融機関等  <p>一般・住民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医師・看護師 ・弁護士 ・司法書士 ・社会福祉士  <p>専門職①</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者関係（施設・在宅）ケアマネ・地域包括支援センター ・障害者関連（施設・在宅） ・障害者相談支援センター ・日常生活自立支援事業担当者 ・医療関連相談者（MSW/PSW） ・生活困窮担当者  <p>専門職②</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・行政職員（市民課・税務課・水道課・住宅課・子ども課・企画課・人事課・福祉課・など） ・保健所 ・県行政  <p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員 ・親の会 ・自治会 ・老人会  <p>地域の組織団体等</p>	 <p>利用促進計画上の位置づけ</p>

35

演習 3 親族への成年後見制度の説明

親族への成年後見制度の説明場面から
どのような気づきがありますか
 親族との会話のやりとりに着目してしてください。

※資料はあくまでも参考なので
 ロールプレイに注目してください

ロールプレイが終了したら、
 先ほどのグループに分かれ
 【気づき】について話し合います



36

【ブレイクアウトワーク】

講師が、「グループワークを始めます」と言ったら、ブレイクアウトします

グループワーク 5分

- 1) 先ほどのグループに分かれます（運営側でブレイクアウトします）。
- 2) 順番に、ロールプレイを見て得た【気づき】を共有します。

グループワークのmemo

37

【全体集合ワーク】 全体共有

講師が、グループワークの状況を皆さんに報告し、共有します。

【memo】

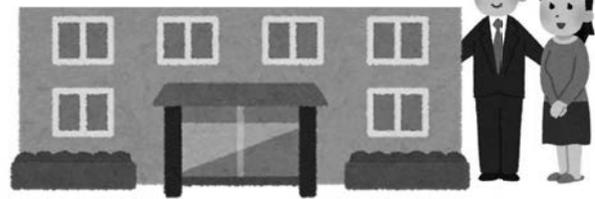
38

相談のきっかけ

一人暮らしの母が60万円の布団を買わされた
物忘れも増えてこれ以上騙されないか心配

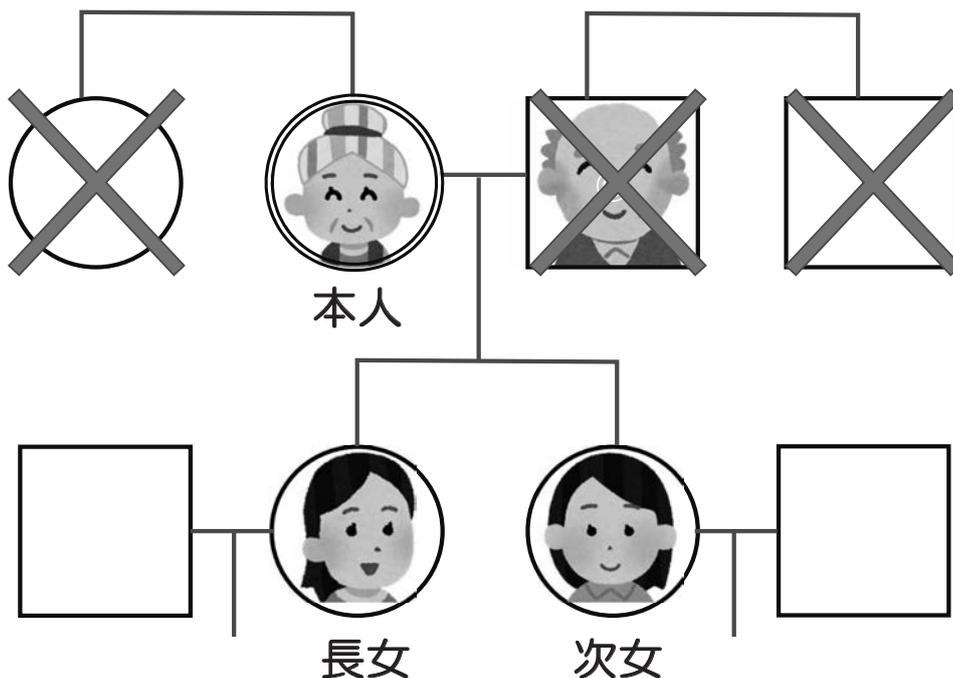


市役所へ相談に行ったところ、
権利擁護支援センターを紹介されました



39

親族関係図



40

相談（アセスメント）1/2

本人の希望

- ・家で暮らしたい
- ・子供に迷惑かけたくない

疾患

- ・アルツハイマー型認知症
- ・長谷川式10点

介護保険

- ・要介護1
- ・デイサービス週2回
- ・ヘルパー週2回
（買い物・掃除）



経済状況

- ・遺族年金12万円／月
- ・預金200万円

住環境

- ・築50年の木造一軒家（本人名義）
- ・近所に高齢の友人多数
- ・サロン等にも楽しく参加している

41

相談（アセスメント）2/2

親族

- ・長女 E市在住（車で3時間）
- ・次女 海外勤務



関係者

- ・包括支援センター
- ・ケアマネ
- ・デイ
- ・ヘルパー
- ・民生委員
- ・友人

課題

悪徳商法に今後も騙される可能性が高い
認知症による短期記憶障害が進行している
火の消し忘れが時々ある



42

成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。



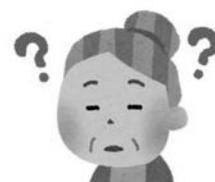
43

成年後見制度とは

- 判断能力が不十分になる前に⇒任意後見制度
今は元気でも、将来、判断能力が不十分になった時に備えて、「誰に」「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておく制度です。



- 判断能力が不十分になってから⇒法定後見制度
すでに判断能力が不十分な人に代わって、法律行為をしたり、不利益な契約を取り消したりする制度です。



44

申立ができる人

申立は

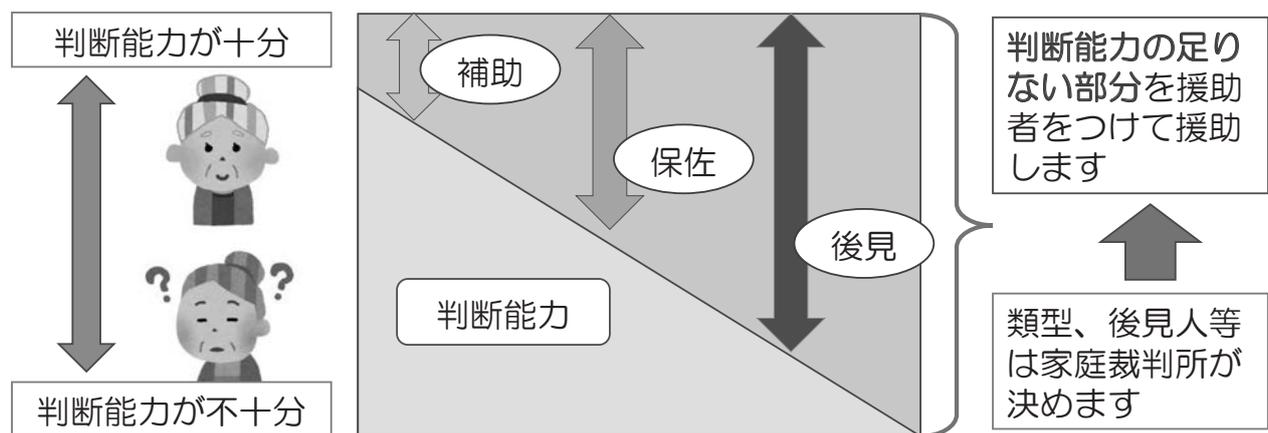
- 本人
- 配偶者
- 4親等以内の親族
- 市町村長
- 任意後見人等

が、行います。



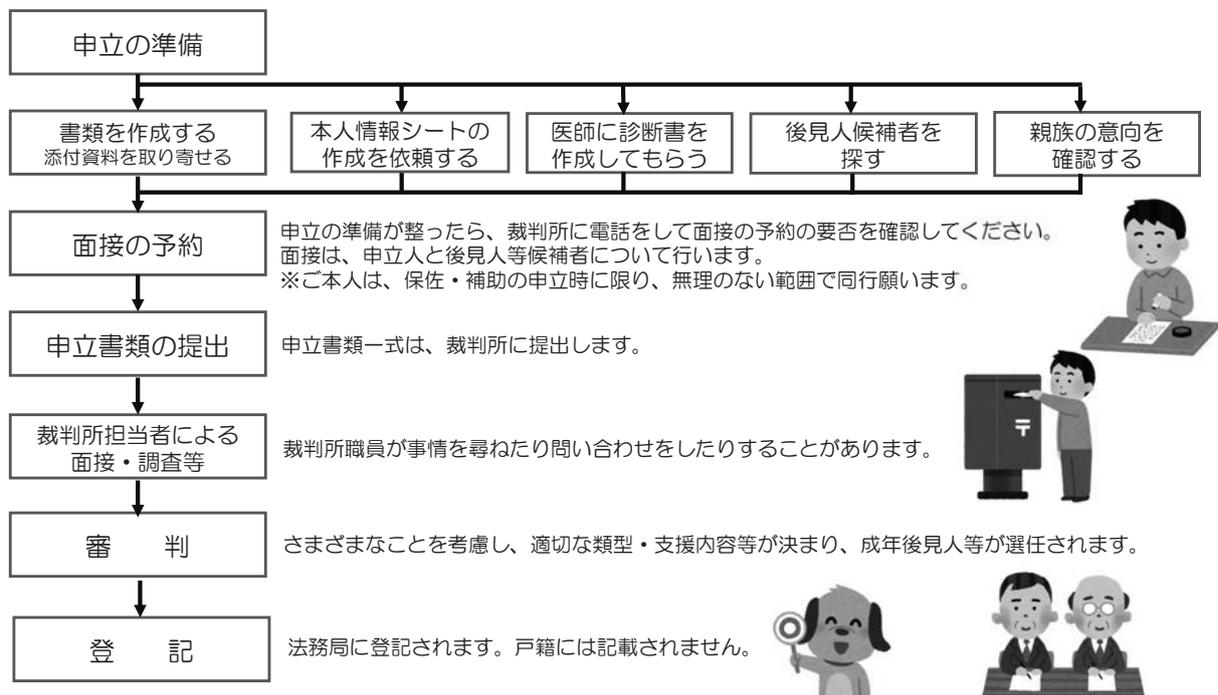
親、祖父母、孫、ひ孫
 兄弟姉妹、甥、姪
 おじ、おば、いとこ
 配偶者の親・子・兄弟姉妹

後見・保佐・補助の3つの類型

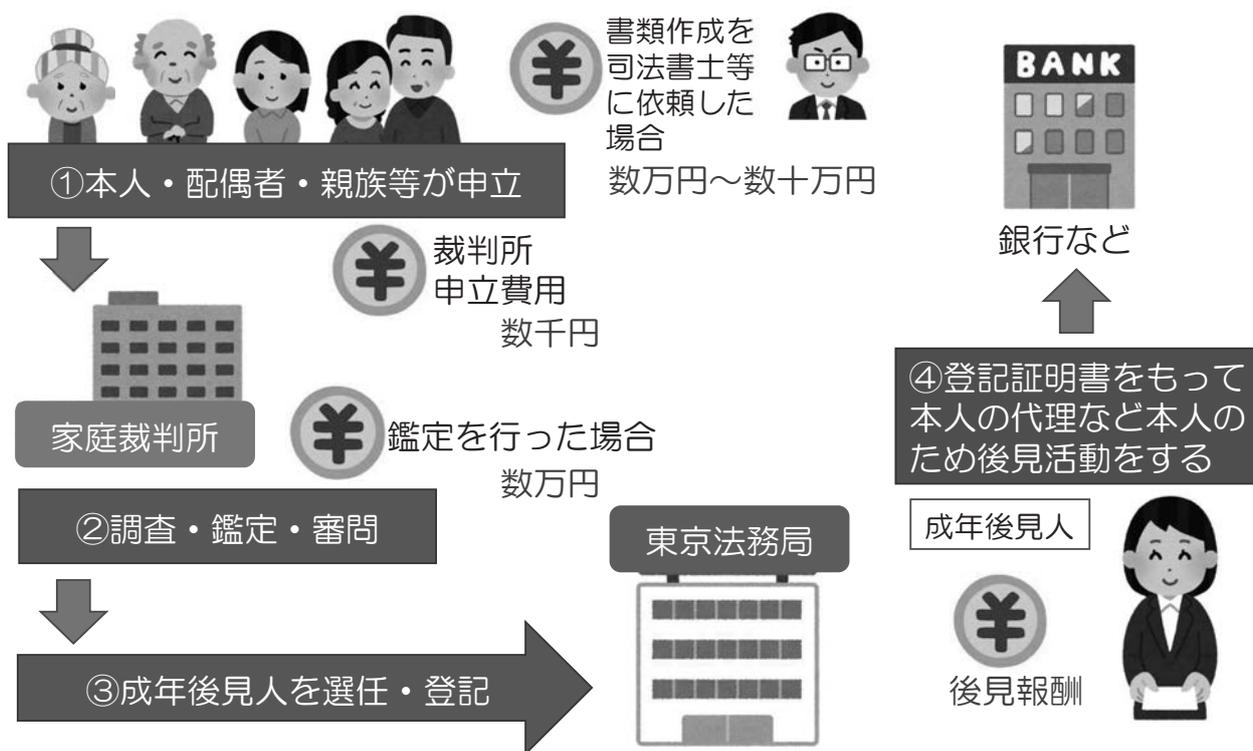


判断能力の程度	類型	援助者	援助される人	援助のための権限
不十分	補助	補助人	被補助人	限定同意権 + 限定代理権
著しく不十分	保佐	保佐人	被保佐人	法定同意権 + 限定代理権
欠けているのが通常の状態	後見	成年後見人	成年被後見人	包括的な代理権

手続きの流れ



申立ての流れと費用



※成年後見登記に関する証明書については、住所・本籍にかかわらず、全国の法務局・地方法務局の本局戸籍課窓口で申請できます。

申立に必要な書類と費用 (後見開始の申立の場合)

-  申立書
-  診断書 (数千円程度 成年後見制度用)
-  申立手数料 (800円分の収入印紙)
-  登記手数料 (2,600円分の収入印紙)
-  郵便切手 (数千円程度)
-  鑑定費用 (裁判官が必要と判断した場合 数万円程度～)
-  本人の戸籍謄本・住民票など



49

後見人の担い手

第三者後見人 約80%

法人



市民後見人



専門職後見人

弁護士

司法書士

社会福祉士



親族後見人 約20%



後見人の役割

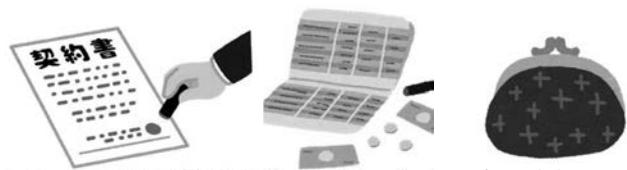
① 財産管理

- 預貯金や不動産などの財産の管理
- 年金収入や家賃収入などの収入の管理
- 施設使用料や保険料などの支出の管理



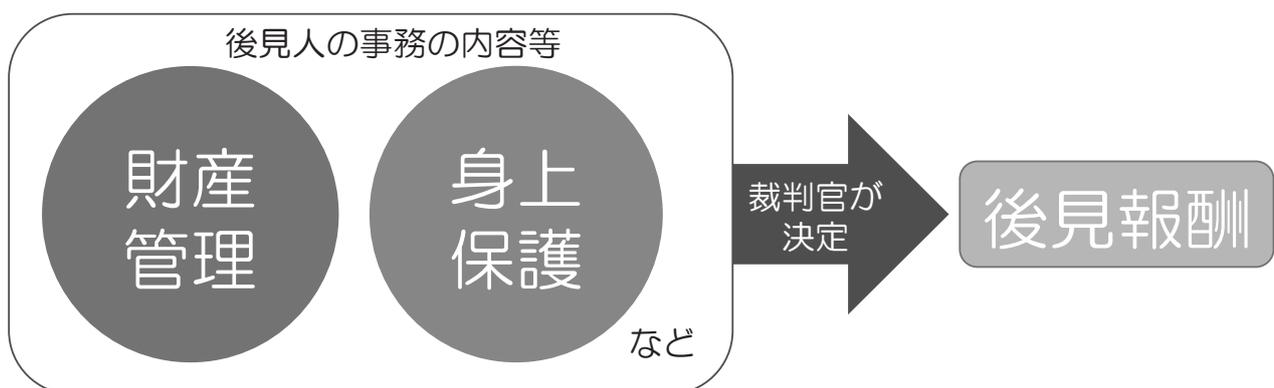
② 身上の保護

医療に関する契約や支払い、介護等に関する契約、住まいに関する契約、施設に関する契約など、お財布の中身を見ながら本人らしい生活を整える



51

後見人への報酬



- 1 成年後見人等は家庭裁判所へ定期的に事務報告書を提出します。
- 2 後見人等は家庭裁判所へ報酬付与申立てを行うことができます。
- 3 報酬額は裁判官が後見人の事務の内容等を考慮して決定します。

52

低所得の方への助成制度

低所得の方が成年後見制度が利用できるよう、市町村による成年後見制度の助成制度があります。



53

成年後見利用支援事業

参考：尾張東部圏域（瀬戸市・尾張旭市・豊明市・日進市・長久手市・東郷町）

申立費用の助成	申請者	◎申立人 (市長申立に限らず、本人や親族が申立を行った場合を含む)
	申請時期	後見等開始審判の確定後
	助成対象となる経費	◎申立費用 ①申立て手数料 ②登記手数料 ③郵便切手代 ④鑑定料 ⑤申立書の添付書類の取得費用 ※①～④は家庭裁判所に実際に支払った費用
後見人等報酬の助成	申請者	◎被後見人等（被成年後見人、被保佐人、被補助人） (市長申立に限らず、本人や親族が申立を行った場合を含む) ※後見人等の代理申請が可能
	申請時期	報酬付与の審判確定後
	助成対象となる経費	◎後見人等の報酬 ◎後見監督人等（成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人）の報酬 ※家庭裁判所が審判した額 ※上限は、後見人等、後見監督人等の報酬を合わせて月額28,000円 ※後見人等及び後見監督人等が親族の場合は助成対象とはなりません。

54

成年後見利用支援事業

参考：尾張東部圏域（瀬戸市・尾張旭市・豊明市・日進市・長久手市・東郷町）

助成対象となる費用	助成対象者	助成対象要件
申立費用	申立人	申立人及び本人（被後見人等）のどちらかが、以下のアからウのいずれかの要件に該当することが必要です。
後見人等の報酬 および 後見監督人の報酬	本人 (被後見人等)	本人が、（1）から（3）のいずれかに該当することが必要です。 （1）生活保護受給者 （2）中国残留邦人等支援給付受給者 （3）以下の①から④すべてを満たす者 ①市町村民税非課税世帯 ②世帯の年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下 ③世帯の預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下 ④世帯員が居住する家屋その他日常生活に必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない